[事案 29-260] 就業不能給付金支払請求

・令和元年5月23日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に規定する就業不能状態が 121 日以上継続したことを理由に、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年12月に契約した組立型保険にもとづき、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。または既払込保険料相当額を返してほしい。

- (1) 平成 28 年から、腰の激痛が始まり、仕事も休職の状態で複数の病院を転院しながら入退院 を繰り返し、腰椎変性すべり症との診断で手術を受け、退院後も医師の指示で自宅近くの リハビリテーション病院に通院しながら、半年間以上在宅で療養していた。
- (2) 医師による診断書にも記載されているように、入院から在宅療養していた期間は、121 日を超えており、リハビリと通院をしていて、いかなる職業においても全く就業ができない状態に該当していたわけであるから、就業不能保険の対象に該当する。
- (3) 万が一のために保険料を払い、信用して契約しているのに、必要になったときには半年以上も支払いがされず、保険料だけは毎月引かれて、納得のできる説明、対応がないので、不信感のみが残った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 退院後の期間については、約款に定める就業不能状態であったとは認められず、就業不能 状態が 121 日以上継続していない。
- (2) 就業不能給付金非該当であったとしても、既払込保険料の返金には何の根拠もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 約款によれば、就業不能年金の支払理由について、「責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して 121 日以上継続したと医師の診断書によって証明されたとき」とされている。
- (2) 主治医は、当初の診断書において、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的 見地から判断される状態が 121 日以上継続しているかを問う質問欄に対し、「はい」と回答 しつつも、その後の保険会社からの回答書、当審査会からの照会状に対する回答書におい て、その意見が変遷しており、主治医が、申立人の症状について、いかなる前提で、回答 しているのかについては明確でない。
- (3)上記の点を判断するためには、主治医の事情聴取を行うことが必要不可欠であり、療養期間中の申立人の状況を客観的に証言できる関係者の証人尋問も必要になるが、当審査会に

はそのような手続きはなく、本件は裁判所における訴訟手続によることが適当である。